様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第21条　（略）

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第３条　（略）

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第21条　（略）

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第３条　（略）

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日